

## 濃厚接触者等の特定・行動制限

	濃厚接触者等の特定	待機期間	待機期間の特例
(1)同一世帯内で感染者が発生	保健所が濃厚接触者を特定し行動制限を求める  (1)について、詳細な聴取り調査を行わない場合においても、同一世帯内の全ての同居者は基本的に濃厚接触者として取り扱う。	原則5日間（6日目解除）。ただし、2・3日目に抗原定性検査キットで陰性確認した場合、3日目から解除可能とする（5日間は検温など自身による健康状態の確認等を求める）	待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事可能
(2)入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合			
(3)保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合	保育所、幼稚園、小学校等が「濃厚に接触した者」を特定し行動制限を求める		
(4)事業所等で感染者が発生した場合（(2)、(3)の場合を除く）	保健所が一律に濃厚接触者の特定や行動制限を求めることはしない 事業所等も「濃厚に接触した者」の特定や出勤を含む外出の制限を求める必要はない	事業所等に対し、事業所等で感染者と接触のあった者は、一定の期間(5日間目安)、ハイリスク者との接触や不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えること等を事業所内に周知するよう呼びかけを行う	

\*クラスター発生時などさらなる感染対策の必要性が認められる場合は、上記にかかわらず保健所による積極的疫学調査・濃厚接触者の特定等を行う場合がある。